

議案第 25 号

三朝町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 23 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三朝町後期高齢者医療に関する条例(平成19年三朝町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
(普通徴収に係る保険料の納期) 第 4 条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>7 月 15 日から同月末日まで</u> 第 2 期 <u>8 月 1 日から同月末日まで</u> 第 3 期 <u>9 月 1 日から同月末日まで</u> 第 4 期 <u>10 月 1 日から同月末日まで</u> 第 5 期 <u>11 月 1 日から同月末日まで</u> 第 6 期 <u>12 月 1 日から同月末日まで</u>	(普通徴収に係る保険料の納期) 第 4 条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 <u>7 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 2 期 <u>8 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 3 期 <u>9 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 4 期 <u>10 月 1 日から同月 31 日まで</u> 第 5 期 <u>11 月 1 日から同月 30 日まで</u> 第 6 期 <u>12 月 1 日から同月 31 日まで</u>

第7期 翌年1月1日から同月末日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第9期 翌年3月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときの端数金額又は当該分割金額が100円未満であるときのその全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで）

第9期 3月1日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、納期の末日が土曜、日曜又は国民の祝日に当たるときは、その期限を翌日とする。

3 前2項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の保険料から適用する。